

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3082号)

令和6年6月25日

横 情 審 答 申 第 3082号
令 和 6 年 6 月 25日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長職務代理者 金 子 正 史

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和4年7月13日南総第688号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「窓口防犯カメラ7（5F 1）及びカメラ8（5F 2）録画記録のうち、
本人開示請求者が写っている時間帯の映像（詳細は別紙のとおり）」の個人
情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「窓口防犯カメラ7（5F 1）及びカメラ8（5F 2）録画記録のうち、本人開示請求者が写っている時間帯の映像」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す第1部の時間1から時間7までを非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市南区役所5階窓口付近（総務のAさんによる）を防犯カメラに撮影していて自分が写っているものを開示したい（特定月日15時～16時30分の間）」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年3月15日付で行った別表に示す第1部から第6部までの保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号に該当し、第23条第1項本文に該当しないため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 旧条例第22条第3号の該当性について

本件保有個人情報のうち、審査請求人以外の個人が写っている部分は、顔等の身体的特徴で特定の個人を識別できる情報又は衣服等の情報により特定の個人が識別されるおそれがある情報であるため、旧条例第22条第3号に該当し、非開示とした。審査請求人以外の個人には、南区役所の職員及び救急隊員（以下「職員等」という。）が含まれているが、職員等の顔は職務と直接は関係しないため、公務員等の職務の遂行に係る情報には当たらず、ただし書ウに該当しない。

(2) 旧条例第23条第1項本文の該当性について

実施機関が保有するプログラムでは、映像の一部にモザイク処理を行うことはできない。他の市民が写っている箇所の数にかかわらず、防犯カメラのシステム上、加工してバックアップデータを作成できないこと、また、加工が可能なプログラム

を保有していないことから、「容易に区分して除くことができる」ときは該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、非開示とする部分を含む全部を開示することを求める。
- (2) 本件保有個人情報に含まれている南区役所の職員の顔画像については、特定の個人を識別することができる情報に当たる場合であっても、窓口対応している様子に係る映像であるから、公務員等の職務の遂行に係る情報に当たる。また、救急隊員の顔画像についても、南区役所において臨場し救急搬送する様子に係る映像であるから、公務員等の職務の遂行に係る情報に当たる。以上の解釈について、例えば、群馬県公文書開示審査会の答申においては、公務員等の顔画像について、職務遂行に係るものか否かを検討の上で判断しており、参考になる。本件処分は、他の市民が写っていたか否かにかかわらず、職務遂行中の公務員等の顔画像が含まれることを理由として非開示としたものであって、旧条例の規定の適用を誤ったものであり、違法である。
- (3) なお、非開示の理由には、「非開示部分と開示部分を分離するプログラムを保有しておらず、非開示部分に係る情報だけを容易に区分することができないため」も挙げられているが、本件映像において他の市民が写っている箇所は、ないか、相当程度少ないのではないかと思われるから、分離して開示することは既存の技術でも困難ではないと考える。仮に困難であるとするのであれば、その理由を詳細に説明されたい。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 南区役所の防犯カメラ運用に係る事務について

南区総務部総務課（以下「総務課」という。）では、庁舎内への不審者の侵入防

止、セキュリティ強化、犯罪の抑止等を目的として、庁舎敷地、庁舎入口等に防犯カメラを設置し、撮影した映像を記録している。保存期間が終了した映像データは、直ちに消去することと定めている（南区が所管する防犯カメラの運用基準（平成28年1月25日制定））。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、特定年月日に南区役所5階窓口の防犯カメラ7及び防犯カメラ8に記録された映像データのうち、審査請求人が写っている時間帯の全部であり、別表に示す第1部から第6部までから成る。第1部から第3部までは防犯カメラ7の映像、第4部から第6部までは防犯カメラ8の映像である。

実施機関は、本件保有個人情報のうち別表に示す時間1から時間18までを、旧条例第22条第3号に該当し第23条第1項本文に該当しないことから非開示としたと主張するため、その該当性について以下検討する。

(4) 旧条例第22条第3号の該当性について

ア 旧条例第22条第3号は、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」について、開示しないことができる情報から除くことを規定している。

イ 当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、次のように判断する。

(ア) 時間1から時間15までには、誰のものかは特定できない足元の部分（以下「非開示情報1」という。）が記録されている。これらの情報は、特定の個人を識別できるものとは認められず、本号本文に該当しない。

(イ) 時間8、時間10及び時間12並びに時間15から時間18までには、職員等の顔（以下「非開示情報2」という。）が記録されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別できることから、

本号本文に該当し、本号ただし書ア及びイに該当しない。また、職員等は公務員ではあるが、非開示情報2は職務の遂行に係る情報には当たらず、本号ただし書ウにも該当しない。

(ウ) 時間8、時間10及び時間12並びに時間15から時間18までには、南区役所の職員の容姿のうち顔以外の部分（以下「非開示情報3」という。）が記録されている。これらの情報は、開示することにより服装及び動作の特徴が明らかとなることから、特定の個人を識別できる情報であり、本号本文に該当し、本号ただし書ア及びイに該当しない。また、南区役所の職員は公務員ではあるが、非開示情報3は本務に関係なく写り込んだにすぎないため、職務の遂行に係る情報には当たらず、本号ただし書ウにも該当しない。

(エ) 時間10及び時間12並びに時間15から時間18までには、審査請求人以外の南区役所の利用者の容姿（以下「非開示情報4」という。）が記録されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別できる情報であり、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(オ) 時間15及び時間18には、救急隊員の容姿のうち顔以外の部分（以下「非開示情報5」という。）が記録されている。これらの情報は、開示することにより動作の特徴が明らかとなることから、特定の個人を識別できる情報であり本号本文に該当するが、救急隊員の職務の遂行に係る情報であり本号ただし書ウに該当する。

(5) 旧条例第23条第1項本文の該当性について

ア 旧条例第23条第1項本文は、「実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、当該非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、本人開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。」と規定している。

イ ここでいう「容易に区分して除くことができる」とは、開示すべき保有個人情報と非開示情報が混在している場合において、非開示情報の物理的な除去が技術、経費等の観点から容易であることをいい、実施機関がデータ処理のためのソフトウェアを保有していない場合は、該当しない。

ウ 上記(4)で非開示事由に該当するとした非開示情報2から非開示情報4まで（以下「非開示とすべき情報」という。）を含む映像を、容易に区分して除くことがで

きないとしたことについて、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 総務課で設置している防犯カメラは、古い映像に上書きすることで新しい映像を記録する仕様であり、映像は一定の期間保存される。

(イ) 本件開示請求を受けて確認したところ、審査請求人が写っている映像が残っていたため、実行ファイル形式で6部に分けて保存した。

(ウ) 保存した映像には、開示すべき保有個人情報と非開示情報が同時に写っている部分があるが、当該映像から非開示情報を取り除くソフトウェアを保有していないため、非開示情報が含まれていない映像のみを、改めて実行ファイル形式で13部に分けて保存し、開示した。

(エ) なお、現時点では、実行ファイル形式で保存されたもの以外の映像は残されておらず、同形式で保存された映像は、時間で分割することは不可能である。

エ 以上を踏まえ、当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、次のとおり判断する。

(ア) 本件保有個人情報については、モザイク処理ができるソフトウェアを保有していなかったことから、それぞれの映像から非開示情報を取り除くことは容易ではなかったことが認められる。また、実行ファイル形式の性質上、映像の時間での分割により、非開示情報を取り除くことも容易ではなかったことが認められる。

したがって、非開示とすべき情報を含む映像については、「容易に区分して除くことができる」に該当しない。

(イ) 第1部の時間1から時間7までについては、非開示とすべき情報を含まないことから、非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(ウ) 第2部から第6部までについては、非開示とすべき情報のいずれかを含んでいる。そのうち、第2部、第3部及び第6部には、非開示情報に該当しない情報が含まれてはいるが、上記(ア)で述べたとおり、非開示情報を区分して除くことは容易ではなかったと認められることから、第2部から第6部までの時間8から時間18までを非開示とした決定は妥当である。

(6) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を旧条例第22条第3号に該当し第23条第1項本文に該当しないとして、一部開示した決定のうち、別表に示す第1部

の時間 1 から時間 7 までを非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 齋藤宙也、委員 久末弥生

別表 本件保有個人情報

本件保有個人情報	実施機関が非開示とした部分		非開示情報
第1部 (カメラ7のうち15時06分10秒から08分15秒まで)	時間1	15時06分14秒から16秒まで	非開示情報1
	時間2	15時06分36秒から43秒まで	非開示情報1
	時間3	15時06分51秒から07分07秒まで	非開示情報1
	時間4	15時07分17秒から20秒まで	非開示情報1
	時間5	15時07分25秒から44秒まで	非開示情報1
	時間6	15時08分00秒から02秒まで	非開示情報1
	時間7	15時08分09秒から15秒まで	非開示情報1
第2部 (カメラ7のうち15時26分15秒から27分40秒まで)	時間8	全て	非開示情報1 非開示情報2 非開示情報3
第3部 (カメラ7のうち15時28分58秒から52分10秒まで)	時間9	15時28分58秒から29分53秒まで	非開示情報1
	時間10	15時30分16秒から32分07秒まで	非開示情報1 非開示情報2 非開示情報3 非開示情報4
	時間11	15時33分25秒から34分04秒まで	非開示情報1
	時間12	15時34分26秒から35分12秒まで	非開示情報1 非開示情報2 非開示情報3 非開示情報4
	時間13	15時35分23秒から25秒まで	非開示情報1
	時間14	15時35分32秒から34秒まで	非開示情報1
	時間15	15時35分54秒から52分10秒まで	非開示情報1 非開示情報2 非開示情報3 非開示情報4 非開示情報5
第4部 (カメラ8のうち15時04分52秒から08分18秒まで)	時間16	全て	非開示情報2 非開示情報3 非開示情報4
第5部 (カメラ8のうち15時26分07秒から27分40秒まで)	時間17	全て	非開示情報2 非開示情報3 非開示情報4
第6部 (カメラ8のうち15時52分01秒から53分02秒まで)	時間18	全て	非開示情報2 非開示情報3 非開示情報4 非開示情報5

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 4 年 7 月 1 3 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 4 年 8 月 1 8 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 6 年 1 月 2 3 日 (第 3 8 1 回 第 一 部 会)	・審議
令 和 6 年 2 月 2 7 日 (第 3 8 2 回 第 一 部 会)	・審議
令 和 6 年 3 月 2 6 日 (第 3 8 3 回 第 一 部 会)	・審議
令 和 6 年 4 月 2 3 日 (第 3 8 4 回 第 一 部 会)	・審議
令 和 6 年 5 月 2 8 日 (第 3 8 5 回 第 一 部 会)	・審議